

行政訴訟改革の基本的考え方と諸論点・レジメ

(2002.3.19.小早川光郎)

1. 序論

- (1) 司法による紛争処理と行政による利益調整
- (2) 行政改革と司法改革
- (3) 行政の適正さの確保

2. 行政の適正さの確保に関する行政庁と裁判所の役割関係

- (1) 分離 = 分立型の考え方
- (2) 分離 = 司法優位型の考え方
- (3) 連続 = 協働型の考え方

3. 若干の具体的論点

(1) 行政処分取消訴訟の再構成

- * “行政庁の判断についての不服” という基本骨格は維持？
- * 訴訟対象 “処分 = 権利義務の形成確定” に限らない？
- * 訴訟目的・訴えの利益
“違法性認定 取消し (= 権利または個別保護利益の確保)”？
それだけでなくむしろ “違法性認定 拘束”？
訴えの利益も、個別保護利益に限らない？
- * “取消訴訟” という名称は？

(2) 措置の義務付け・差止め

- * 申請拒否処分の(実体的)取消判決 申請に係る措置の原則義務付け？
- * 申請拒否処分の(手続的)取消判決 やりなおし義務の宣言？
- * 不作為違法確認訴訟 むしろ、みなし拒否処分の取消訴訟？
- * 不利益処分の事前差止め？

(3) 仮の救済

- * 処分の効力の停止、執行の停止、手続続行の停止 要件を緩和？
- * 事前差止め？
- * 申請に係る仮の地位？？
- * 内閣総理大臣の異議 廃止？ 25条7項の見直し？

(4) その他の論点

- * 不服審査前置
- * 争訟期間制限、争点訴訟、違法の抗弁、無効確認訴訟
- * 争訟期間等の教示
- * 被告
- * 裁判管轄、行政事件専門部・集中部、参審制
- * 関連請求
- * 裁量審査、証明責任、事情判決

4. 憲法上の司法権、行政訴訟一般法制、個別法制

(参考図)

(2002.3.19. 小早川)

処分
||
権利の調整
権利を減らされる者・拒まれた者
出訴できる
違法認定
|
|
行政庁の拘束 = 権利の実現・確保

処分取消し
||
権利の回復

処分
利益の調整
利益を減らされる者
個別保護利益についてのみ出訴できる
違法認定・処分取消し
|
利益の維持・確保